おんが
社協だより
福祉ネットワーク
発行■社会福祉法人遠賀町社会福祉協議会　☎(293)0430　印刷■株式会社ペイジ
平成27年
10月10日発行
第155号

ふれあいの里だより

問合せ　ふれあいの里　☎293-2030（月曜休館）

ふれあいステージ＆収穫祭

●と　き　11月28日(土)　午前12時～午後2時30分
●参加費　無　料

九州交響楽団メンバーによる
秋のランチタイムコンサート

●と　き　午後１時 30 分～午後２時 30 分
●ところ　ふれあいの里エントランス
●演　奏　ヴァイオリン　貞国みどり 氏
ヴィオラ　猿渡友美恵 氏
チェロ　重松　恵子 氏
ピアノ　小柳　敦子 氏

同時開催 収穫祭

午前12時～
豚汁を無料配布致します！

限定150杯

“焼き立て”パンの販売もあります！

この社協だよりは、共同募金の配分金によって作成されたものです！

赤い羽根共同募金運動が始まっています！

平成27年度 目標額 3,348,040円

～ じぶんの町を良くするしくみ ～

10月1日(木)から、赤い羽根共同募金運動が様々な形で展開されています。
この募金は、地域福祉の活動費や災害時の準備金等として活用されます。

戸別募金

1世帯500円程度
区長さん、隣組長さんを
通じて募金を行います。

街頭募金

10月1日(木)に実施しました。
10月18日(日)の健康福祉まつり
の時にも**実施予定**です

町が元気になる

町を思う

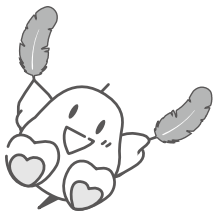

笑顔が増ふえる

誰かの願いが叶う

募金箱
(役場・ふれあいの里)

遠賀町役場正面と
ふれあいの里玄関に
設置しております

職域募金
(資材募金)

バッジや図書カード、
クォカード等の募金資材を
購入して頂きます

共同募金は、お互いが「支え合い」「助け合う」地域づくりの推進のため、
福祉ネットワーク活動への助成や子どもたちの福祉教室の活動費に活用されています。

歳末たすけあい運動配分金から活動費の助成を行います

歳末の期間（12 月 1 日～1 月 31 日）に、障害者の社会参加を目的としたボランティア活動を行う団体へ、活動費助成を行います。

●配　分　額　5,000 円（予定）
　※歳末たすけあい運動の募金額により変動する可能性があります
●申 込 方 法　本会で配布する申請書に記入し、ご提出ください
●申 込 期 限　平成 27 年 12 月 4 日（金）
●配 分 時 期　配分委員会による審査決定後に通知します
　※12 月 24 日（木）以降を予定
●問い合わせ　遠賀町社会福祉協議会
　〒811−4312　遠賀町浅木二丁目 31 番 1 号
　☎ 293−0430（火～土曜まで）

赤い羽根共同募金の自動販売機を設置しませんか？

赤い羽根自動販売機を設置して、気軽に社会貢献しませんか？

通常の自動販売機と同じで、設置・商品の管理・故障時の対応・空き缶の回収・釣銭の管理もすべて販売業者が行ないます。

毎月の電気代はかかりますが、設置者には販売手数料として売上の 13～20%が支払われます。

また、今設置している自販機を、条件を変えずに置き換えると言うことも相談可能です。

詳しくはお問い合わせ下さい！

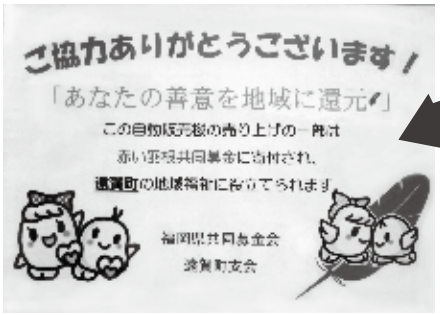

問い合わせ　福岡県共同募金会遠賀町支会　☎ 093-293-0430
　　福岡県共同募金会　☎ 092-584-3388

自宅での生活を支えています！訪問介護事業をご紹介します。

申込み・問い合わせ
遠賀町社会福祉協議会 介護保険事業所
（ふれあいの里センター内）
☎ 293-8523（休業日：日・月曜日）

サービス内容

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴や排せつなどの介助を行う『身体介護』と調理や買い物、掃除などの『生活援助』をはじめとして、日常生活全般にわたるお手伝いと介護へのアドバイスを行っています。経験豊富なホームヘルパーが、利用者に寄り添いながら、きめ細やかなサービス提供に努めています。

日常生活全般でお困りのことがあれば、ご相談下さい。

【身体介護】
- 入浴や食事・排せつの介助
- 衣類の着脱介助
- 身なりの整容・服薬の介助

【生活援助】
- 生活必需品の買い物
- 掃除・洗濯
- 食事の準備・調理
- 関係機関との連絡

★ 介護予防訪問介護では「身体介護」と「生活援助」の区分はありません

利用料金の目安

【訪問介護】

要介護1～５と認定された方

業務内容	内　　容	利用者負担（1割の場合）
身体介護	20分未満	165円
	30分～1時間未満	388円
生活援助	20分～45分未満	183円

【介護予防訪問介護】

要支援1または2と認定された人

要介護度	内　　容	利用者負担（月　額）
要支援1 または 要支援2 と認定された方	週1回程度利用	1.168 円
	週2回程度利用	2,335 円

サービス利用にあたっての料金は、国（厚生労働大臣）が定める介護報酬の額です。上記の掲載料金は通常の時間帯（午前8時～午後5時）での利用料金です。サービスの内容等によっては、利用金額が異なります。

レクリエーション機材を貸し出しています

社会福祉協議会では、地域住民の皆さんの交流の場作りの支援を目的 として、自治会、子ども会、ネットワーク、老人クラブ 等にレクリエーション用品の貸出しを行っています。
ご利用の際は、空き状況を電話などで確認の上、借用書の提出をお願い致します。

すきやき じゃんけんゲーム
袋の中のカードを引いて すき焼きの材料を そろえたら勝ち

動物あわせ
絵あわせゲーム とと(魚)あわせも あります

ディスゲッター
フライングディスクを 当てて的抜きする ゲームです

ラダーゲッター
はしご(ラダー)に ボールのついた ひもを投げて 得点を競うゲームです

わなげ
音消しマットを 付属しています

どきどき タワーゲーム
柔らかい 素材でできた 積み木くずし

ゲーゴルゲーム
スティックでボールを 打ち的の中に入れて 得点するゲームです

コミュニケーション 麻 雀
牌がたわし位の 大きさの ペアで行う麻雀です

※上記のほかにもありますので お問い合わせください

予約・問い合わせ
遠賀町社会福祉協議会
☎ 293-0430 (火～土曜)

11月・12月 の 心配ごと相談日程

弁護士、心配ごと相談員から、問題解決に向けたアドバイスを受けることができます。 ※法律相談に限り、**事前予約**が必要です。

●と　き　11 月 12 日（木）
　　12 月 10 日（木）
　　午後1時～午後4時
　　(当日受付：午後12時30分～午後3時)

●ところ　ふれあいの里

香典返し

（平成27年8月19日～9月25日 受付）

次の方々から本会にご寄付をいただきました。

故人のご冥福を心からお祈りするとともに、ご厚志に深く感謝申し上げます。

故　高　好美　様
（上別府）高　文子　様
故　近松　一生　様
（木　守）近松マスミ　様
故　衛藤　勇　様
（別　府）衛藤　達生　様
故　柴田　増枝　様
（松の本）柴田　誠　様
故　野田　浩一　様
（虫生津）野田　弥生　様
故　峠岡　雪江　様
（緑ヶ丘）峠岡　正身　様

一般寄付

次の方々から、地域福祉の推進のために、本会にご寄付をいただきました。

▽中村　初江　様　三、〇〇〇円
▽石橋　幸子　様　三、〇〇〇円

年末見舞金の申請について

「歳末たすけあい募金運動」では皆様からお預かりしました募金を、ひとり親家庭等世帯、障害児童世帯等の児童・生徒へ交付いたします。

下記に該当する方で交付を希望される方は、申請をしてください。

なお、見舞金の交付決定については、本会にて審査の上決定し、後日ご連絡いたします。

1.対 象 者

①ひとり親家庭等医療受給世帯　②特別児童扶養手当受給世帯　③準要保護世帯

上記のいずれかに該当する**小・中学生**の方

（平成 12 年 4 月 2 日～平成 21 年 4 月 1 日生まで）

2.申請方法

下記申請用紙に必要事項を記入の上、封書にて本会宛に郵送、
もしくは事務局窓口までご持参ください。

3.受付期間

平成27年10月10日（土）～11月30日（月）まで（当日消印有効）
受付時間は、8時30分～17時15分（火～土曜）

4.問い合わせ・あて先

〒811-4312　遠賀町浅木二丁目31−1　ふれあいの里センター内
遠賀町社会福祉協議会事務局　☎ 293−0430

キリトリ

年 末 見 舞 金 申 請 書

下記のとおり、年末見舞金の申請を行ないます。
また、この申請に際して、関係機関への照会を行う事に同意します。

福岡県共同募金会遠賀町支会長　様　　平成 27 年　　月　　日

(1) 該当項目に ☑ をして下さい。

☐ ひとり親家庭等医療受給世帯　☐ 特別児童扶養手当受給世帯　☐ 準要保護世帯

(2) 下記の必要事項に記入押印してください。

①住　　所 遠賀町＿＿＿＿＿＿＿＿　連絡先（　　）＿＿＿-＿＿＿

②申請者氏名（保護者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

③対象児氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　④生年月日　平成　　年　　月　　日生

＿＿＿＿＿＿＿＿　平成　　年　　月　　日生

＿＿＿＿＿＿＿＿　平成　　年　　月　　日生

＿＿＿＿＿＿＿＿　平成　　年　　月　　日生

(3) 見舞金の振込を希望される方は、下記にご記入ください。

銀行名＿＿＿＿＿＿＿＿銀行・信用金庫・農協　支店名＿＿＿＿＿＿支店

普通・当座　口座番号＿＿＿＿＿＿＿＿　口座名義人（ふりがな）＿＿＿＿＿＿＿＿

※「保護者本人名義」に限ります。　※「ふりがな」は、必ずご記入ください。

※対象となるのは、上記世帯の**小・中学生（平成 12 年 4 月 2 日以降～平成 21 年 4 月 1 日生）**です。
※上記の個人情報については、適正に管理し利用目的以外には使用しません。